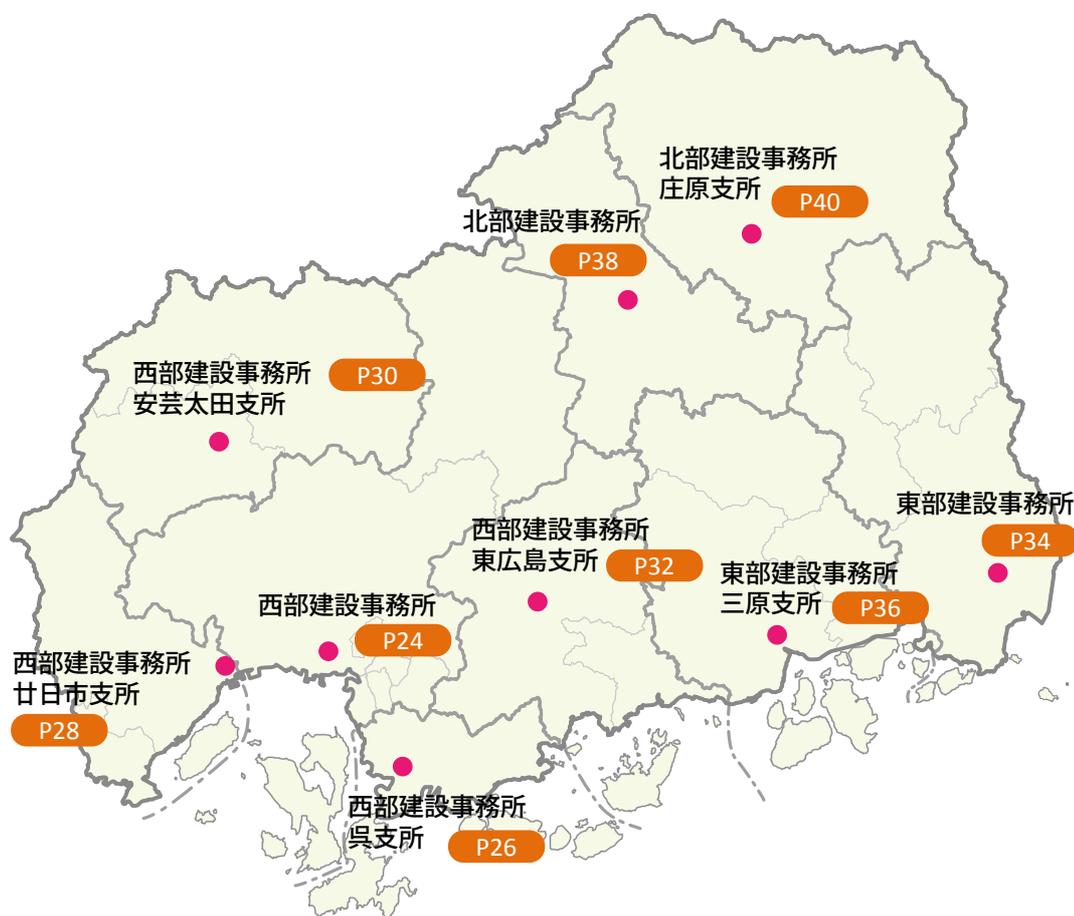


## ■ 県事業

- 1 事業箇所は、計画期間内（H28～H32）に実施する改築系・補修系事業（日常の維持管理業務等を除く）について、社会資本整備調整会議を開催し、地元市町の意見を伺いながら選定しています。
- 2 事業箇所一覧に記載していない箇所を実施する場合は、計画を変更した上で対応する必要があります。
- 3 但し、災害や点検の結果等により、緊急的な対応が必要となった場合には、この事業箇所一覧以外の箇所であっても柔軟に対応します。



## ■ 国直轄事業

P42

主に改築系事業と交通安全事業の事業中箇所について、まとめたものです。